

# 北しりべし廃棄物処理広域連合議会傍聴規則

制 定 平成14年6月27日議会規則第3号

(この規則の目的)

第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴の手續)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、指定の入口で自己の住所、氏名及び年齢を傍聴人名簿に記入しなければならない。

2 学生、生徒その他の者が団体で傍聴しようとする場合は、その代表者又は責任者が前項に規定する事項及び人員を傍聴人名簿に記入しなければならない。

3 報道関係者は、第1項の規定にかかわらず、所属報道機関名及び自己の氏名をあらかじめ議長に届け出て、都度の記入を省略することができる。

(傍聴人の制限)

第3条 議長は、傍聴席の都合により傍聴人を制限することができる。

(議場への入場禁止)

第4条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 銃器その他他人に危害を及ぼすおそれのあるものを携帯し、又はめいていした者は、傍聴席に入ることを許されない。

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 議員の言論に対して公然と可否を表明し、又は騒ぎ立てる等の行為により会議を妨害しないこと。

(2) 飲食又は喫煙をしないこと。

(3) その他係員の指示に従うこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

(係員の指示)

第8条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。